

<p>円山川公苑 特定猟具使用禁止区域 (銃器)</p>	<p>豊岡市気比における県道香住久美浜線と市道小島屏風ヶ浦線との交点を起点として、同所から同県道を北東進して豊岡市気比字羽子3380—1における里道との交点に至り、同所から同里道を南進して尾根筋を通り、旧豊岡市と旧城崎郡城崎町の旧市町界交点に至り、同所から同旧市町界を北西進して円山川右岸との交点に至り、同所から円山川右岸沿いに北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月1日から平成20年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。</p>
<p>石生特定猟具使用禁止区域(銃器)</p>	<p>丹波市氷上町石生における国道176号と同市氷上町及び同市柏原町の旧町界との交点を起点として、同所から同国道を北進して国道175号との交点に至り、同所から国道175号を北進して同市氷上町大字石生と同町大字北野の大字界との交点に至り、同所から同大字界を北東進して丹波市氷上町と同市春日町の旧町界との交点に至り、同所から同旧町界を南東進して同市氷上町と同市柏原町及び同市春日町の旧3町界交点に至り、同所から同市氷上町と同市柏原町の旧町界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月1日から平成20年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。</p>

兵庫県告示第1104号

平成4年兵庫県告示第1541号(銃猟禁止区域)の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。  
平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「次のとおり銃猟禁止区域を指定した。」を「次の区域を銃器を特定猟具の種類として指定する特定猟具使用禁止区域として指定する。」に改め、表加西市東部銃猟禁止区域の項名称の欄中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域(銃器)」に改め、表目坂銃猟禁止区域の項、表氷ノ山山麓銃猟禁止区域の項、表生野銃猟禁止区域の項、氷上南加古川銃猟禁止区域の項及び表氷上加古川銃猟禁止区域の項を次のとおり改める。

<p>目坂特定猟</p>	<p>県道日高竹野線と旧豊岡市と旧城崎郡竹野町の旧市町</p>	<p>平成19年11月</p>
--------------	---------------------------------	-----------------

具使用禁止区域（銃器）	界との交点を起点として、同県道を北進及び南東進して旧豊岡市と旧城崎郡日高町との旧市町界に至り、同所から旧市町界を西進して旧城崎郡竹野町と旧同郡日高町及び旧豊岡市の旧3市町界交点に至り、同所から旧豊岡市と旧城崎郡竹野町との旧市町界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1日から平成24年10月31日まで
氷ノ山山麓特定猟具使用禁止区域（銃器）	養父市草出における草出橋を起点として、市道草出向山線を南進して同市道の終点である市道石本向山線との交点の手前130メートルの地点に至り、同所から南方の標高872メートル地点にある三角点に至り、同所から尾根伝いに西進して森林基幹道瀨川氷ノ山線との交点に至り、同所から同基幹道を西進及び北進して県道秋岡関宮線との交点に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成24年10月31日まで
生野特定猟具使用禁止区域（銃器）	朝来市生野町口銀谷210-1番地における国道312号と国道429号との交点を起点として、同所から国道429号を東進して市道口銀谷寺ノ上2号との交点に至り、同所から同市道を東進して国道429号との交点に至り、同所から同国道を東進して三菱マテリアル株式会社所有の発電所に至り、同所から水路を東進して同市生野町新町地区を経て同市生野町奥銀谷地区における水路のトンネルの出入口に至り、同所から東南の小野大橋に至り、同所から市川左岸を南進して姫宮大橋に至り、同所から姫宮水路を南進して国道312号との交点に至り、同所から同国道を南進して生野工業団地に至り、同所から同工業団地南境界線を西進して市道穴原線との交点に至り、同所から同市道を西進してJR播但線との交点に至り、同所から同JR線を南進して市川との交点に至り、同所から西進して県道生野長谷線との交点に至り、同所から同県道を北進して同JR線との交点に至り、同所から同JR線を北進して国道312号との交点に至り、同所から国道312号を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成24年10月31日まで

<p>氷上南加古川特定猟具使用禁止区域（銃器）</p>	<p>丹波市氷上町小野の加古川右岸堤防上における旧氷上郡氷上町と旧同郡山南町との旧町界を起点として、同所から加古川右岸河川境界を上流に進み旧同郡氷上町谷村における旧特号町道15号との交点に至り、同所から同旧町道を佐野橋対岸にわたり、同所から加古川左岸河川境界を下流に進み丹波市氷上町佐野において国道175号と最初に接する地点に至り、同所から同国道を南進して旧氷上郡氷上町と旧同郡山南町との旧町界に至り、同所から同旧町界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月1日から平成24年10月31日まで</p>
<p>氷上加古川特定猟具使用禁止区域（銃器）</p>	<p>丹波市氷上町佐野における市道特15号の佐野橋西詰と加古川右岸堤防の交点を起点として、同所から加古川右岸河川境界を北東進して同市氷上町西中における市道特3号との交点に至り、同所から同市道を北進して市道特19号との交点に至り、同所から同市道を東進して幸料寺橋を渡って東進して市道特17号との交点に至り、同所から同市道を南進して市道中央107号との交点に至り、同所から同市道を西進して犬岡橋と加古川左岸河川境界との交点に至り、同所から加古川左岸河川境界を南進して同市氷上町稲畑における国道175号との交点に至り、同所から同国道を南進して市道南103号との交点に至り、同所から同市道を南進して市道特15号との交点（佐野橋東詰）に至り、同所から佐野橋を渡って起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月1日から平成24年10月31日まで</p>

兵庫県告示第 1105 号

平成 9 年兵庫県告示第1494号（銃猟禁止区域）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

告示文中「次のとおり銃猟禁止区域を指定した。」を「次の区域を銃器を特定猟具の

種類として指定する特定猟具使用禁止区域として指定する。」に改め、表石堂・丸山銃猟禁止区域の項、表三木市西部銃猟禁止区域の項、表小野市日吉銃猟禁止区域の項、表但馬空港銃猟禁止区域の項、表豊岡・城崎円山川銃猟禁止区域の項及び表六方川銃猟禁止区域の項を次のとおり改める。

<p>石堂・丸山 特定猟具使用禁止区域 (銃器)</p>	<p>赤穂郡上郡町落地における町道鍋谷線とJR山陽本線との交点を起点として、同JR線を南西進して岡山県境船坂トンネル上に至り、同所から同県境界線を北西進及び西進し石堂丸山(標高422メートル)を経て更に西進及び北進して管理道大南線(旧町道大南線)との交点に至り、同所から同管理道を北東進して町道行頭テレビ線との交点に至り、同所から同町道を北東進して大南池北端(堤)に至り、同所から同池の堤を東進して同町行頭と同町高山との大字界交点に至り、同所から同大字界を北進して安室川に至り、同所から同川の右岸を北東進及び南東進して町道鍋谷線との交点(山バナ橋)に至り、同所から同町道を南西進して同町高山字山下前山と同町高山字鍋谷との字界交点に至り、同所から同字界(山林尾根)を東南進及び東進して高山太山寺参道との交点に至り、同所から同参道を東進して落地太山寺参道との交点(太山寺本堂前)に至り、同所から同参道を東進及び南進して同町高山と同町落地との大字界交点に至り、同所から同大字界を南進して同町高山、同町落地及び同町梨ヶ原との3大字界交点に至り、同所から同町梨ヶ原と同町落地との大字界を南進して町道鍋谷線との交点に至り、同所から同町道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月 1日から平成 29年10月31日 まで</p>
<p>三木市西部 特定猟具使用禁止区域 (銃器)</p>	<p>三木市別所町下石野における県道加古川三田線と三木市と加古川市との市界との交点を起点として、同所から同県道を東進して国道175号との交点に至り、同所から同国道を北西進して山陽自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東進して金剛寺谷川との交点に至り、同所から同川を南西進して市道岩宮大村線との交点に至</p>	<p>平成19年11月 1日から平成 24年10月31日 まで</p>

り、同所から同市道を東進して市道跡部西線との交点に至り、同所から同市道を北進して市道加佐久留美線との交点に至り、同所から同市道を西進して市道加佐草加野線との交点に至り、同所から同市道を北進して山陽自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東進して県道万勝寺久留美線との交点に至り、同所から同県道を南進して県道加古川三田線との交点に至り、同所から同県道を北東進して山陽自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南東進して三木市平井と同市細川町細川中との大字界の交点に至り、同所から同市平井と同市細川町細川中の大字界を南東進して同市平井と同市細川町細川中及び同市安福田の大字界の交点に至り、同所から同市平井と同市安福田の大字界を南西進して同市平井と同市安福田及び同市与呂木の大字界の交点に至り、同所から同市安福田と同市与呂木の大字界を南西進して志染川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東南進して細目川との交点に至り、同所から同川を南進して市道細目窟屋中央線及び市道広野窟屋線を経て市道四合谷青山線との交点に至り、同所から同市道を東南進して市道緑が丘青山西幹線との交点に至り、同所から同市道を南西進して県道神戸三木線との交点に至り、同所から同県道を南進して三木市と神戸市との市界に至り、同所から同市界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、三木山森林公園鳥獣保護区の区域を除く。

小野市日吉  
特定猟具使用  
禁止区域  
(銃器)

小野市日吉町における東播土地改良区水路と市道120号との交点を起点として、同所から同市道を東進して山道との交点に至り、同所から同山道を南進して小野東洋ゴルフ倶楽部用道路との交点に至り、同所から同ゴルフ倶楽部用道路を南進して同市山田町との境の交点に至り、同所から同市山田町と同市天神町との大字界を西進して東播土地改良区水路隧道との交点に至り、同所から同水路を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

平成19年11月  
1日から平成  
29年10月31日  
まで

但馬空港特定猟具使用禁止区域（銃器）	豊岡市におけるＪＲ山陰本線と県道但馬空港線の交点を起点として、同所から同ＪＲ線を南進して市道竹貫上石クゴ線との交点に至り、同所から同市道を南西進して県道藤井上石線との交点に至り、同所から同県道を南西進して県道日高竹野線との交点に至り、同所から同県道を北西進して県道豊岡日高線との交点に至り、同所から同県道を北進して但馬空港敷地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進して県道豊岡日高線との交点に至り、同所から同県道を南進して県道但馬空港線との交点に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
豊岡・城崎円山川特定猟具使用禁止区域（銃器）	豊岡市における港大橋東詰を起点として、同所から円山川を南進して城崎大橋東詰に至り、同所から県道戸島玄武洞豊岡線を南進し国道178号との交点に至り、同所から同国道を南西進してＪＲ山陰本線との交点に至り、同所から同ＪＲ線を北進して城崎大橋西詰との接点に至り、同所から県道豊岡港線に入り、同県道を北進して県道香住久美浜線との交点に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
六方川特定猟具使用禁止区域（銃器）	豊岡市木内における木内橋東詰を起点として、同所から市道大篠岡駄坂線を南進して県道口小野庄境線に至り、同所から同県道を南進して鉢山橋南詰に至り、同所から河川左岸堤防を西進及び北進して木内橋西詰に至り、同所から同橋を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## 兵庫県告示第 1106 号

平成17年兵庫県告示第1154号（銃猟禁止区域）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。  
平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

告示文中「次のとおり銃猟禁止区域を指定する。」を「次の区域を銃器を特定猟具の種類として指定する特定猟具使用禁止区域として指定する。」に改め、表神戸空港銃猟禁止区域の項名称の欄中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域（銃器）」に改め、表榎谷銃猟禁止区域の項、表口吉川銃猟禁止区域の項及び表小野市下東条銃猟禁止区域の項を次のとおり改める。

<p>榎谷特定猟具使用禁止区域（銃器）</p>	<p>神戸市西区榎谷町福谷における県道神戸加古川姫路線と県道小部明石線との交点（福谷東交差点）を起点として、同所から県道神戸加古川姫路線を北西進して市道西神1号との交点に至り、同所から同市道を東進して市道押部谷24号との交点に至り、同所から同市道を南進して市道榎谷村第37号との交点に至り、同所から同市道を南進して県道小部明石線との交点に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月1日から平成27年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。</p>
<p>口吉川特定猟具使用禁止区域（銃器）</p>	<p>三木市口吉川町久次における県道加古川三田線と同市吉川町上松との大字界との交点を起点として、同所から同大字界を南進して同市口吉川町久次と同市吉川町上松及び同市口吉川町里脇の3大字界の交点に至り、同所から同大字界を南進して同市口吉川町里脇と同市吉川町上松及び同市吉川町田谷の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町里脇と同市吉川町田谷の大字界を南進して同市口吉川町里脇と同市吉川町田谷及び同市吉川町湯谷の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町里脇と同市吉川町湯谷の大字界を南進して同市口吉川町里脇と同市吉川町湯谷及び同市口吉川町榎の3大字界の交点に至り、同所から同市吉川町湯谷と同市口吉川町榎の大字界を南進して同市吉川町湯谷と同市口吉川町榎及び同市細川町瑞穂の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町榎と同市細川町瑞穂の大字界を西進して同市口吉川町榎と同市細川町瑞穂及び同市口吉川町大島の3大字界の交点に至り、同所から同市細川町瑞穂と同市口吉川町大島の大字界を西進して同市細川町瑞穂と同市口吉川町大島及び同市細川町中里の3大字界の交点に至り、同</p>	<p>平成19年11月1日から平成27年10月31日まで</p>

所から同市口吉川町大島と同市細川町中里の大字界を西進して同市口吉川町大島と同市口吉川町南畑及び同市細川町中里の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町南畑と同市細川町中里の大字界を西進して同市口吉川町南畑と同市細川町中里及び同市口吉川町保木の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町保木と同市細川町中里の大字界を西進して同市口吉川町保木と同市細川町中里及び同市口吉川町東の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町東と同市細川町中里の大字界を南進して同市口吉川町東と同市細川町中里及び同市口吉川町蓮花寺の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町蓮花寺と同市細川町中里の大字界を南進して同市口吉川町蓮花寺と同市細川町中里及び同市細川町垂穂の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町蓮花寺と同市細川町垂穂の大字界を西進して同市口吉川町蓮花寺と同市細川町垂穂及び同市細川町桃津の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町蓮花寺と同市細川町桃津の大字界を北進して同市口吉川町蓮花寺と同市細川町桃津及び同市細川町高篠の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町蓮花寺と同市細川町高篠の大字界を北進して同市口吉川町蓮花寺と同市細川町高篠及び同市口吉川町西中の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町西中と同市細川町高篠の大字界を西進して同市口吉川町西中と同市細川町高篠及び同市口吉川町桃坂の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町桃坂と同市細川町高篠の大字界を北進して同市口吉川町桃坂と同市細川町高篠及び加東市大畑の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町桃坂と加東市大畑の大字界を東進して三木市口吉川町桃坂と加東市大畑及び三木市口吉川町東中の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町東中と加東市大畑の大字界を東進して三木市口吉川町東中と加東市大畑及び三木市口吉川町楮原の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町楮原と加東市大畑の大字界を東進して三木市口吉川町楮原と加東市大畑及び加東市新定の3大



	<p>字界の交点に至り、同所から三木市口吉川町楮原と加東市新定の大字界を東進して三木市口吉川町楮原と加東市新定及び三木市口吉川町殿畑の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町殿畑と加東市新定の3大字界を北進して三木市口吉川町殿畑と加東市新定及び三木市口吉川町笹原の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町笹原と加東市新定の大字界を北進して三木市口吉川町笹原と加東市新定及び三木市口吉川町久次の3大字界の交点に至り、同所から三木市口吉川町久次と加東市新定の大字界を東進して三木市口吉川町久次と加東市新定及び三木市吉川町上松の3大字界の交点に至り、同所から同市口吉川町久次と同市吉川町上松の大字界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	
<p>小野市下東条特定猟具使用禁止区域（銃器）</p>	<p>小野市福住町における小野市と加東市の市界と市道116号との交点を起点として、同所から同市道を南進、東進及び南進して市道210号との交点に至り、同所から同市道を南西進して県道小野藍本線との交点に至り、同所から同県道を西進及び南西進して東条川右岸に至り、同所から同河川を北西進して小野市と加東市の市界に至り、同所から同市界を北東進及び東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月1日から平成27年10月31日まで</p>

兵庫県告示第 1107 号

平成18年兵庫県告示第1097号（銃猟禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

告示文中「次のとおり銃猟禁止区域を指定する。」を「次の区域を銃器を特定猟具の種類として指定する特定猟具使用禁止区域として指定する。」に改め、表氷上葛野川銃猟禁止区域の項及び表氷上北銃猟禁止区域の項名称の欄中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域（銃器）」に改め、表川西黒川銃猟禁止区域の項を次のとおり改める。

--	--	--

川西黒川特 定猟具使用 禁止区域（ 銃器）	川西市黒川における長谷橋南詰を起点として、同所から同橋を北西進して同橋北詰における市道328号との交点に至り、同所から同市道を北西進して旧村道225号との交点に至り、同所から同旧村道を北進して兵庫県と大阪府の府県界に至り、同所から府県界を南東進して国道477号との交点に至り、同所から同国道を南進して市道328号との交点に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月 1日から平成 28年10月31日 まで。ただし、 毎年11月15日 から翌年2月 末日までの期 間に限る。
--------------------------------	--	---

兵庫県告示第 1108 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成15年兵庫県告示第1230号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成19年11月3日限りで消滅する。

平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

淡路町加入区

兵庫県告示第 1109 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成19年11月4日から発生する。

平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

淡路町加入区

兵庫県告示第 1110 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年10月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年10月26日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 福良江井岩屋線	淡路市富島394番から	旧	7.0から 7.0まで	154.0	
	同 市富島484番6まで	新	15.0から 17.0まで	150.0	

**兵庫県告示第1111号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
三 ツ 尾	佐用郡	佐用町	三ツ尾	宮ノ下	298番1、298番2、299番1、299番2、301番1、302番1の一部、303番1、304番、305番1、305番2、306番1から306番3、307番3、328番から330番、331番の一部、335番の一部、336番の一部、339番の一部、340番、341番、342番の一部、343番、344番の一部、347番1の一部、347番2、298番2地先の道路敷、328番から330番に至る地先の道路敷、335番から336番に至る地先の道路敷の一部、341番から342番に至る地先の道路敷の一部

**兵庫県告示第1112号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定により、違反した建築物又は建築物の敷地について次のとおり命じた。

平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 命令番号  
兵庫県命令神北（県整）第1146号
- 2 命令年月日  
平成19年10月15日
- 3 建築物又は建築物の敷地の位置  
川辺郡猪名川町差組字箱木原33番26
- 4 建築物又は建築物の敷地の用途及び規模  
木造平屋建て倉庫（延べ面積 約10平方メートル）
- 5 命じた措置
  - (1) 当該建築物を平成19年12月15日までに除却すること。
  - (2) 上記の措置がとられるまでの間、当該建築物の使用を直ちに禁止する。
- 6 命令を受けた者の住所及び氏名  
豊中市本町6丁目12番39号  
中川 康弘

**兵庫県告示第1113号**

兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）第2条の規定により、次のとおり都市公園の区域を変更する。

平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称  
兵庫県立三木総合防災公園
- 2 位置  
三木市志染町御坂、三津田及び窟屋
- 3 区域  
次の図に示す区域  
(「次の図」は省略し、その図面を兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課及び北播磨県民局県土整備部社土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 区域変更の期日  
平成19年11月3日

**兵庫県告示第1114号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項の規定により、違反した建築物又は建築物の敷地について次のとおり命じた。

平成19年10月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 命令番号  
兵庫県命令神北(県整)第1147号
- 2 命令年月日  
平成19年10月15日
- 3 建築物又は建築物の敷地の位置  
川辺郡猪名川町差組字箱木原33番26
- 4 建築物又は建築物の敷地の用途及び規模  
木造平屋建て倉庫(延べ面積 約10平方メートル)
- 5 命じた措置  
当該建築物の使用を直ちに禁止する。
- 6 命令を受けた者の住所及び氏名  
豊中市本町6丁目12番39号  
中川 康弘

**公 告****大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年10月26日

丹波県民局長 柏原 藤一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 Beans Park  
所在地 篠山市東吹字飛地ノ坪1827ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- | 名称          | 代表者の氏名 | 住所                 |
|-------------|--------|--------------------|
| 株式会社イエローハット | 鍵山 幸一郎 | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 |
| 小浦石油株式会社    | 小浦 芳生  | 大阪市浪速区日本橋西一丁目5番9号  |
| ゴダイ株式会社     | 浦上 晃之  | 加古川市野口町野口160番の6    |
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所
- |             |        |                    |
|-------------|--------|--------------------|
| 株式会社イエローハット | 鍵山 幸一郎 | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 |
| 小浦石油株式会社    | 小浦 芳生  | 大阪市浪速区日本橋西一丁目5番9号  |
| ゴダイ株式会社     | 浦上 晃之  | 加古川市野口町野口160番の6    |
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年5月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,295平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数  
192台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
30台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
150平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
7.73立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名	開店時刻	閉店時刻
株式会社イエローハット	午前10時	午後8時
小浦石油株式会社	午前10時	翌午前1時
ゴダイ株式会社	午前9時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から翌午前1時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口3箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成19年9月28日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び丹波県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成19年10月26日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
提出期限 平成20年2月26日  
提出先 丹波県民局県土整備部まちづくり課  
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

## 病院局公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年10月26日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立がんセンター院長 前田 盛

## 1 調達内容

## (1) 購入物品及び数量

高機能患者シミュレータシステム 一式

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

平成19年12月28日（金）

## (4) 納入場所

県立がんセンター 明石市北王子町13-70

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第25号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して納入実績がある者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒673-8558 明石市北王子町13-70

県立がんセンター総務部経理課

電話（078）929-1151

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成19年10月26日（金）から同年11月9日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後12時45分までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成19年10月29日（月）から同年11月9日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後12時45分までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成19年12月6日(木) 午前11時 県立がんセンター 2階会議室

(5) 入札書の受領期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成19年12月5日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年12月5日(水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成19年12月5日(水)午後4時までに提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成19年11月9日(金)午後4時までに上記3(1)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成19年12月11日(火))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity :  
Dr. Maeda, Director of Hyogo Cancer Center
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased :  
High Performance Patient Simulator System 1set
- (3) Delivery period : December 28, 2007
- (4) Delivery place : Hyogo Cancer Center
- (5) Deadline for the submission of tender application forms : 16:00 November 9, 2007
- (6) Deadline for tender :  
17:00 December 5, 2007 by mail  
11:00 December 6, 2007 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice :  
Administration Division, Hyogo Cancer Center, 13-70 Kitaoji-cho,  
Akashi, Hyogo Prefecture 673-8558  
TEL. (078) 929-1151

~~~~~  
落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年10月26日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立淡路病院長 横山 光宏

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
リニアック 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立淡路病院 洲本市下加茂1-6-6
- 3 落札者を決定した日  
平成19年9月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社 たけびし 京都市右京区西京極豆田町29
- 5 落札金額  
288,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成19年8月14日

~~~~~  
落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年10月26日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立姫路循環器病センター院長 志田 力

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
心臓血管連続撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立姫路循環器病センター 姫路市西庄甲520
- 3 落札者を決定した日  
平成19年9月27日



- 4 落札者の名称及び住所  
東芝メディカルシステムズ株式会社姫路営業所 姫路市飾磨区三宅1-194-2
- 5 落札金額  
186,690,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成19年8月14日

~~~~~

#### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年10月26日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立姫路循環器病センター院長 志田 力

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ガンマカメラ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立姫路循環器病センター 姫路市西庄甲520
- 3 落札者を決定した日  
平成19年9月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
シーメンス旭メディテック株式会社関西営業部神戸営業所 大阪府吹田市垂水町3-35-36
- 5 落札金額  
65,625,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成19年8月14日

~~~~~

#### 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年10月26日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立尼崎病院長 藤原久義

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
県立尼崎病院 尼崎市東大物町1-1-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年10月2日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパンメディカルシステムズ神戸支店  
神戸市中央区御幸通4-1-1
- 5 随意契約に係る契約金額  
225,645,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約をした理由

政府調達に関する協定第15条第1項(a)による

~~~~~

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年10月26日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立尼崎病院長 藤原久義

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
注射薬自動払出システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
県立尼崎病院 尼崎市東大物町1-1-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年9月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社メディセオメディカル 東京都文京区本郷3丁目18-5
- 5 随意契約に係る契約金額  
30,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による

~~~~~

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年10月26日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立尼崎病院長 藤原久義

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
温冷配膳車 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
県立尼崎病院 尼崎市東大物町1-1-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年9月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本調理機株式会社神戸営業所 神戸市中央区日暮通4-1-7
- 5 随意契約に係る契約金額  
63,840,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による

**市町村職員退職手当組合告示**

**兵庫県市町村職員退職手当組合告示第9号**

平成19年10月22日執行の兵庫県市町村職員退職手当組合の議会議員の補欠選挙の結果、次の者が当選した。

平成19年10月26日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

当選者職氏名

地 区  
第 2 区

氏 名  
鷺 野 隆 夫

職 名  
加古郡稲美町議会議長